

昭和卅貳年九月卅日

原案可決

議事堂第二号

東伯郡三朝町議會議長 天野廉



三朝町議事堂々議規則の一部を改正する規則について

三朝町議事堂々議規則の一部を別紙の通り改正するものとす

昭和三十三年九月三十日提出

提出者 議員

米原重義

松原三郎

犬橋一男

加藤幸太郎

提出の理由

催告の方法を議事堂以外に現在する議員に對しても
文書のみならず口答をもつてこれをなし得るよう
改める

三 町議会を議規則の一部を改正する規則
三 町議会を議規則の一部を次のように改正する

第11條を次のように改める

(六) 催告の方法

第11條 地方自治法第13條の規定による催告の
方法は議員の住所又はその現在する場所や
文書又は口頭をもって行ふ。